

安芸高田市の元浄寺が、国の登録有形文化財(建造物)へ

国の文化審議会（会長 ひびのかつひこ 日比野克彦）が、令和8年7月17日（金）に、文部科学大臣に対し、文化財保護法第57条の規定により、次の文化財を文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。（本県関係分は、当該3件のみ。）

1 答申予定の文化財建造物

- ・ がんじょうじほんどう 元浄寺本堂（安芸高田市吉田町桂）
- ・ がんじょうじきょうぞう 元浄寺経蔵（安芸高田市吉田町桂）
- ・ がんじょうじしやうろう 元浄寺鐘楼（安芸高田市吉田町桂）

2 文化財の概要

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
がんじょうじほんどう 元浄寺本堂	大正10年／ 平成29年改修	木造平屋建、瓦葺、 建築面積366㎡	二 造形の規範となっているもの
がんじょうじきょうぞう 元浄寺経蔵	昭和12年／ 平成29年改修	土蔵造平屋建、瓦葺、 建築面積21㎡	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
がんじょうじしやうろう 元浄寺鐘楼	昭和37年	木造、瓦葺、 建築面積7.7㎡	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
元浄寺は、江の川上流域に位置する浄土真宗寺院。境内中央に南面して建つ本堂は、正面柱間七間、入母屋造棧瓦葺、正面に向拝を付す。柱を跨いで取付く内外陣境の欄間彫刻など、随所に多彩な彫刻を飾り立てた、地元の名工・西谷庄一による、近代の大規模仏堂。 本堂正面西側に建つ経蔵は、土蔵造、宝形造棧瓦葺。外壁は漆喰塗で、腰下はモルタル洗出し仕上、軒を塗籠め、戸口を鳥居形に飾る。内部は、一室の板敷で棹縁天井とし、背面側に壇を築き、更に、中央に壇、両脇に書棚を設ける。簡素な外観が、境内の景観を整える。 境内南端中央西寄りに建つ鐘楼は、入母屋造棧瓦葺で、大棟両端に鯪、隅棟に波を載せる。丸柱を腰貫で固め、虹梁は象鼻付。組物は実肘木付三斗組、中備は墓股、軒は一軒半繁垂木。桁内は格天井を張る。本堂、経蔵と共に、境内景観を構成する。			

3 今後の予定

答申の3～6か月後に、登録原簿に登録される予定。

4 その他

今回の答申により、本県の登録有形文化財（建造物）は324件（+3件）となる。



元浄寺本堂（左：本堂外観、右：本堂外陣）



元浄寺経蔵（左：経蔵外観、右：経蔵内部）



元浄寺鐘楼（左：鐘楼外観、右：木鼻）

登録有形文化財（建造物）とは

建築後 50 年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

＜登録基準＞

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国 指 定 文 化 財			県 指 定 文 化 財			合計
種 別 (種 類)		件数	種 別 (種 類)		件数	
国 宝	建 造 物	7				7
	絵 画	2				2
	工 芸 品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小 計	26				26
重 要 文 化 財	建 造 物	59	重 要 文 化 財	建 造 物	45	104
	絵 画	11		絵 画	52	63
	彫 刻	43		彫 刻	94	137
	工 芸 品	61		工 芸 品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考 古 資 料	5		考 古 資 料	18	23
	歴 史 資 料	5		歴 史 資 料	4	9
	小 計	204		小 計	319	523
	重 要 無 形 文 化 財	0		無 形 文 化 財	2	2
	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	7		有 形 民 俗 文 化 財	5	12
	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	4		無 形 民 俗 文 化 財	68	72
記 念 物	特別史跡・特別名勝	1	記 念 物			1
	特 別 史 跡	2				2
	特 別 名 勝	1				1
	特 別 天 然 記 念 物	2				2
	史 跡	28		史 跡	125	153
	名 勝	7		名 勝	6	13
	天 然 記 念 物	15		天 然 記 念 物	114	129
	小 計	56		名 勝 天 然 記 念 物	1	1
	重 要 伝 統 的 建 造 物 群	4		小 計	246	302
	合 計	301		合 計	640	941

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国 選定保存技術		2
国 登 録 文 化 財	登録有形文化財（建造物）	324 (+3)
	登録有形民俗文化財	2
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回登録の答申後、告示がなされた後のものである。（ ）は変更件数。